

From たんぽぽ舎
To kumamoto84@yahoo.co.jp
日時 2025/05/10 土曜日 17:58

たんぽぽ舎です。【TMM:No5195】地震と原発事故情報- 4つの情報をお知らせします

たんぽぽ舎です。【TMM:No5195】
2025年5月10日(土)地震と原発事故情報-
4つの情報をお知らせします
転載・転送歓迎

-
- ★ 1. 公共用水面の使用は、自由使用、許可使用、特別使用の三種
「埋立」は三種の使用のいずれでもなく、公共用水面自体を潰す行為
公有水面埋立法は公共用水面の使用に関して何の効力も持たない
埋立は、公物管理法に基づく許可に拠らなければ行なえない
連載「権利に基づく闘い」 その4 1
熊本一規（明治学院大学名誉教授）
 - ★ 2. 東電柏崎刈羽原発の耐震性問題と津波問題（下）（了）
甘すぎる地震想定と津波対策
新たな知見で津波を考える
液状化は柏崎刈羽原発の大きな欠陥
山崎久隆（たんぽぽ舎共同代表）
 - ★ 3. 不当判決に屈しない
原発事故被害者の戦いはまだまだ続く
共に歩んでくださる皆さまに感謝を込めて
鴨下美和（福島原発被害東京訴訟原告）
 - ★ 4. 新聞・配信より1つ
◆近所の盛り土が危ないなんて「聞いてないよ」
国には「危険性あり」と報告しても住民には伝えない地元行政
(5月9日 06時00分 「東京新聞デジタル」 配信)

※2024年11月23日(土)、たんぽぽ舎は新事務所に引っ越し致しました。
2025年3月29日(土)セミナー室(学習会室)の内装工事が終了しました。
(机とイスで約30名可能)
新住所は、以下の通りです。電話番号・FAX番号も変更ありません。
お近くにおいでの際は、ぜひお立ち寄り下さい。
JR水道橋駅西口より約4分、神保町駅A2出口から9分くらいです。

一般社団法人 たんぽぽ舎
月曜～土曜13:00～20:00オープン、日曜・休日はお休みです。
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-3-1 TKビル3F
TEL 03-3238-9035 FAX 03-3238-0797
HP <http://www.tanpoposya.com/>

※5月15日(木)《シリーズ戦後改革 7回連続講座》山田 朗さん

第6回「G2と逆コース、朝鮮戦争と再軍備」

□

- 1. 公共用水面の使用は、自由使用、許可使用、特別使用の三種
 - | 「埋立」は三種の使用のいずれでもなく、
 - | 公共用水面自体を潰す行為
 - | 公有水面埋立法は公共用水面の使用に関して何の効力も持たない
 - | 埋立は、公物管理法に基づく許可に拠らなければ行なえない
 - | 連載「権利に基づく闘い」 その4 1
- 熊本一規（明治学院大学名誉教授）

◎ 河川・湖・海等の公共用水面（一般公衆の共同使用に供されている水面）の使用には、自由使用、許可使用、特別使用の三種があります。

1. 自由使用

公共用水面は、本来、一般公衆の使用に供することを目的とする公共施設ですから、原則として、一般公衆の自由な使用が認められるべきことは、いうまでもありません。

したがって、誰もが、他人の共同使用を妨げない限度で、許可その他何らの行為を要せず、自由にこれを使用することができます。

これを「公共用水面の自由使用」といいます。

たとえば、海での海水浴やサーフィン、河川での釣りや川遊び等が自由使用にあたります。

2. 許可使用

公共用水面の使用が自由使用の範囲を超え、他人の共同使用を妨げたり、公共の秩序に障害を及ぼす恐れがある場合に、これを未然に防止し、又はその使用関係を調整するために、一般にはその自由な使用を禁止し、特定の場合に、一定の出願に基づき、その禁止を解除してその使用を許容することがあります。

これを「公共用水面の許可使用」といいます。「許可」とは「一般的禁止の解除」を意味します。

公共用水面の許可使用には、公物管理法1に基づく「使用許可」が必要です。

たとえば、港湾法に基づく「外郭施設（護岸や防波堤等）の建設」等が許可使用に当たります。

3. 特別使用

公共用物は、本来、一般公共の用に供するための施設ですから、原則として、一般公衆の自由な使用を認めるのが公共用物本来の用法に従った普通の使用形態ですが、時として、公共用物本来の用法をこえ、特定人に特別の使用の権利を設定することがあります。

これを「公共用物の特別使用」といいます。

許可使用が単に一般的な禁止を解除し、公共用物本来の機能を害しない一時的な使用を許容するにすぎないのに対し、特別使用は、公共用物に一定の施設（占有物件）を設けて継続的にこれを使用する特別の権利を設定するものである点、及び一定期間施設を設置して占有した後は、原状回復しなければならない（公共用水面に戻さなければならない）点に特色があります。

◎ 公共用水面の特別使用には、公物管理法に基づく「占有の許可」が必要です。

たとえば、河川法に基づく「流水占用の許可」により河川に水利施設を設置して継続的に使用すること等が特別使用にあたります。

◎では、埋立は、三種の使用のうち、何れの使用にあたるでしょうか。まず、埋立は他の共同使用を不可能にしますから、自由使用であるはずがありません。

許可使用は、許可があつて初めて禁止が解除され、自由使用と同じ立場に立つにすぎませんから、「許可使用としての埋立」によって他の水面使用を排除して埋立を実施できることにはならず、したがって埋立が許可使用であるはずはありません。

特別使用は、一定期間水面を占用した後に原状回復義務を伴いますが、埋立の場合には、原状回復は不可能ですから、埋立が特別使用であるはずはありません。

◎以上のように、埋立は自由使用でも許可使用でも特別使用でもありませんが、よく考えてみれば、それは当然のことです。

埋立は、公共用水面を潰して陸地に変える行為ですから、それが公共用水面の使用に当たるはずがないのです。

公共用水面を使用するには、公物管理法による「使用許可」や「占用の許可」を必要としますが、公有水面埋立法は、公物管理法ではありませんから、公共用水面の使用に関して何の効力も持ちません。

言い換えれば、公有水面埋立法の規定だけでは埋立は実施できず、実施するには、公物管理法の規定を必要とするのです。

では、そのような公物管理法の規定とは、いったい何でしょうか。

次回連載で説明することにします。

注1：公物管理法とは、公共用物（直接に公共の福祉の維持増進を目的として、一般公衆の共同使用に供せられる物で、道路、公園、港湾、海、河川、湖沼、海浜等）や公用物（主として国又は公共団体等の行政主体自身の使用に供せられる物で、官公署の敷地・建物、国公立学校の校舎・敷地等）を管理するための法律。

公共用水面に関する公物管理法は、河川法、港湾法等であつて、公有水面埋立法は公物管理法ではない。

2. 東電柏崎刈羽原発の耐震性問題と津波問題（下）（了）

甘すぎる地震想定と津波対策 新たな知見で津波を考える

液状化は柏崎刈羽原発の大きな欠陥

山崎久隆（たんぽぽ舎共同代表）

4. 能登半島の最大地震評価評価

◎ 地震本部が長期評価で連動して動くとした能登半島北部から佐渡島にかけての海底断層の「門前断層帯、能登半島北岸断層帯及び富山トラフ西縁断層」は差し渡し193 kmあると東電は認識している。（地震発生層は門前断層帯、能登半島北岸断層帯を3～18 kmとし、富山トラフ西縁断層帯を既許可と同じ6～17 kmとする。連動を考慮したケースの断層長さは地震本部(2024)より193 kmと設定する。（断層面積3782平方キロ））。

◎ 加えて「能登半島北岸断層帯と富山トラフ西縁断層」の間には20 km以上の間隔がある。